第１章　計画策定（改訂）の趣旨

1　計画策定（改訂）の背景

平成28年３月に「第３期くりはら市民21健康プラン」（以下、「第３期計画」とする）を策定し、「第３期栗原市食育推進計画」（平成30年３月策定）及び、「栗原市いのちを守る総合対策計画」（平成31年３月）と合わせて、市民一人ひとりが元気で充実した生活を送り、健康寿命の延伸を目指した健康づくりを推進してきました。

近年、社会環境の変化やライフスタイル、価値観の多様化により、個人に合わせた健康づくりの具体的な提案が重要となっています。

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で発生し、全世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症は、人々の生活に大きな影響を及ぼし、生活スタイルを一変させました。マスクの着用や手洗いの励行、対面での会話や会食を避けること、人との距離を取ること、大人数での集会の制限など、感染予防のための「新しい生活様式」を取り入れた生活が求められています。また、甚大な被害をもたらしている自然災害も日常生活に大きく関わり、今後は日頃からの防災対策に加え、避難所等での感染予防対策も並行して実施していく必要があります。このような状況下で、日頃から市民一人ひとりが健康管理能力を高めることが求められています。加えて、生活の変化に合わせた健康づくりを柔軟に展開していく必要があります。

第４期くりはら市民21健康プラン（以下、「第４期計画」とする）では、実践につなげるための具体的な取り組みを「個人・家庭」、「地域・関係機関」、「行政」に分けて明記しました。健康づくりは、個人の取り組みと地域ぐるみの取り組みが大切です。市民一人ひとりが元気で充実した生活を送り、健康寿命の延伸を目指し、地域ぐるみの健康づくりをより一層推進してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に基づいた国の「健康日本21」及び県の「みやぎ21健康プラン」を受けた市町村計画であるとともに、本市の総合計画に基づいた計画です。また、計画の推進については、栗原市食育推進計画、栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画、栗原市いのちを守る総合対策計画、栗原市国民健康保険データヘルス計画、栗原市障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画、栗原市子ども・子育て支援事業計画、栗原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との連携を図ります。

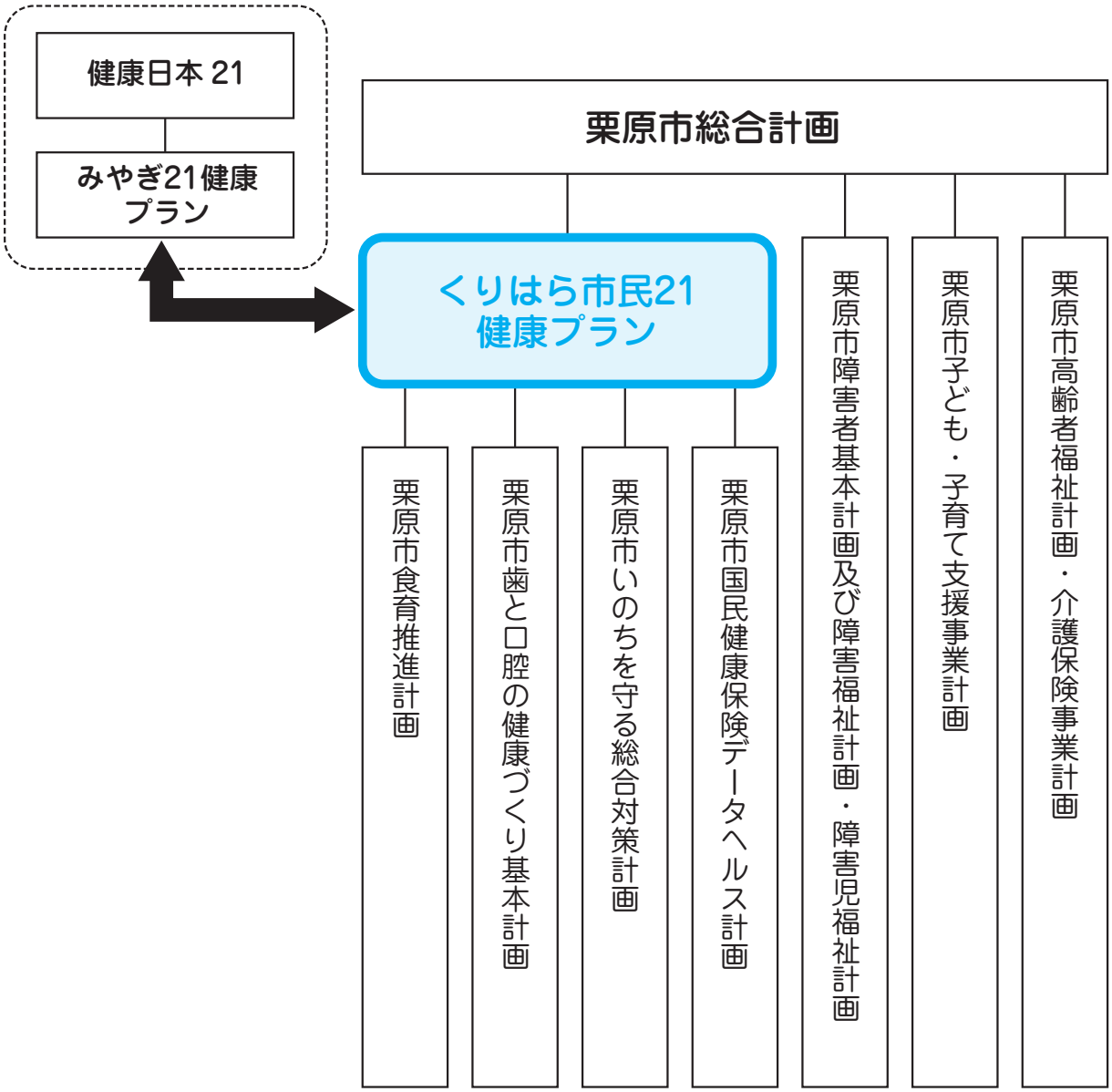

図１　計画の位置づけ

3 計画期間

第４期計画は、令和３年度から令和８年度までの６年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
本 計 画	→	→	→	→	→	→	
次期計画						見 直 し（改訂）	→

4 計画の策定（改訂）体制

計画の策定（改訂）体制は下記のとおりです。

(1) 第４期くりはら市民21健康プラン策定（改訂）検討委員会

栗原保健所及び庁内の保健師、栄養士、歯科衛生士21人から構成される策定検討委員会を設置し、第３期計画の目標達成状況の確認及び課題の分析、第４期計画の方針について協議を行いました。

(2) 栗原市健康づくり推進協議会

保健医療関係者、地域、学校等の代表１９人から構成される栗原市健康づくり推進協議会へ、策定（改訂）検討委員会での協議内容を報告し、第４期計画へ盛り込むべき内容や方針についてご意見をいただきました。